

内航海運業のための
わかりやすい
公正取引への手引



下請法

特殊指定

下請振興法

より良い取引環境をめざして！

日本内航海運組合総連合会

「はじめに」

「编者から一言」

「目次」

はじめに

日本内航海運組合総連合会は、近年における規制緩和の流れの中で、中小の事業者が圧倒的多数を占める内航業界にとっては、規制緩和は同時に取引関係において、優越的地位に在る荷主等の地位の濫用防止が伴うことが不可欠であるとの認識の下、平成8年に優越的地位濫用防止委員会（現在 公正取引防止委員会）を設置し、アンケート調査及び聞き取り調査等による実態把握に努め、これらを取りまとめ結果を関係当局に提示し、優越的地位の濫用を防止するための法整備を長年にわたり要望してまいりました。

平成15年6月、漸く下請代金支払遅延等防止法（下請法）改正案が国会で可決され、内航海運業は平成16年4月1日から下請法の対象となるとともに、荷主と海運事業者間の取引については、公正取引委員会から平成16年3月に「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（独占禁止法の特殊指定）が告示され、同年4月1日から実施されることとなりました。また、下請法と並んで下請2法の一つとされる下請中小企業振興法も平成15年11月1日から適用の対象となりました。

これらの法律が名実共に有効に働けば、内航海運業界にとって新しい道が開けるのではないかと期待しているところです。そのためには、これら法整備の内容を海運事業者自らが良く理解し、これらの法律に従った行動をとらないと“絵に描いた餅”となってしまいます。

昨今、遵法精神のない企業の社会的な責任が問われる事例が多くなっています。親事業者となる事業者におかれましては、不測の事態を起こさないよう、いわゆるコンプライアンスについてこれを機会に改めて徹底を図るようお願い申し上げます。

本書は、海運業の特殊性を踏まえ作成されており、組合員各位におかれては、本書を十分に活用して頂きたいと思えます。

なお、末筆となりましたが本書の作成に当たって、一方ならぬご協力をいただきました公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省の担当官の方々並びにご支援頂きました（財）日本海運振興会に対しまして厚く御礼申し上げます。

平成17年1月

日本内航海運組合総連合会
会長 立石信義

編 者 か ら 一 言

本書は、今般、改正若しくは新たに内航海運業が適用対象とされた以下の法律及び告示について、弊会の不公正取引防止委員会（独禁法ワーキンググループ）で作成したものです。

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（改正下請法） 平成16年4月1日施行
- ・ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（特殊指定） 平成16年4月1日施行
- ・ 下請中小企業振興法（下請振興法） 平成15年11月1日施行

改正下請法については、公正取引委員会通達「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」をもとに「改正下請法テキスト」及びパンフレット等の一部引用しつつ、分かり易い表現にして図解を加えております。また、親事業者の義務・禁止行為に関するQ & Aもできる限り掲載すると共に、「内航海運業における契約書と下請法上必要な発注・取引記録の保存」の項目を設け、内航海運業界の取引の実態に則した3条書面・5条書類と契約書との関係や注意事項を解説しております。本書を、今後の取引の改善のためのハンドブックとしてご活用いただければ幸甚に存じます。

なお、下請法と特殊指定につきましては、親事業者や荷主による優越的地位の濫用に基づく違反行為と思われることを、積極的に公正取引委員会に情報提供していくことが大事であり、取引の改善に繋がります。また、弊会の不公正取引防止委員会と致しましても、下請法等独占禁止法関連法規対象にとどまらず、契約上違法な慣行・行為については、業界内部でそれらの解消に向けて努力して参りたいと考えております。つきましては、提供された情報源については守秘いたしますので、事務局に対して違反行為と思われる事例についての情報を所定の様式を活用してご提供頂くようお願い申し上げます。

不公正取引防止委員会
委員長 今 吉 篤

目 次

下請代金支払遅延等防止法（下請法）

1	下請法の目的と特色	3
(1)	下請法の制定趣旨	3
2	法改正の経緯と内容	4
(1)	法改正の経緯	4
(2)	法改正の内容	5
(3)	施行期日	5
3	下請法の概要	6
(1)	目的	6
(2)	親事業者、下請事業者の定義	6
(3)	親事業者の義務	6
4	下請法の内容	8
(1)	下請法の適用範囲	8
1)	親事業者・下請事業者の定義	8
2)	役務提供委託	10
3)	トンネル会社の規制	12
(2)	親事業者の義務	13
1)	書面の交付義務	13
2)	支払期日を定める義務	18
3)	書類の作成・保存義務	23
4)	遅延利息の支払義務	25
(3)	親事業者の禁止事項	26
1)	買ったたきの禁止	27
2)	受領拒否の禁止	28
3)	返品禁止	28
4)	下請代金の減額の禁止	29
5)	下請代金の支払遅延の禁止	32
6)	割引困難な手形の交付の禁止	34
7)	購入・利用強制の禁止	35
8)	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	37
9)	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	38
10)	報復措置の禁止	39
11)	有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	39
(4)	立入検査・改善勧告・罰則等	40

1) 報告・立入検査	4 0
2) 改善勧告等	4 0
3) 罰則	4 0
(5) 下請法事件処理フローチャート	4 1
公正取引委員会	4 1
中小企業庁	4 2
下請法違反に係る申告書（様式例）	4 3
5 内航海運業における契約書と下請法上必要な発注・取引記録の保存	4 4
(1) 契約書と下請法の必要書面	4 4
1) 契約書作成の必要性	4 4
2) 書面の交付及び書類の作成・保存に関する下請法の規制	4 5
3) 3条書面と5条書類の必要記載事項	4 6
4) 契約書及び下請法3条書面に関する留意事項	4 7
(2) 各種契約に関する作成要領及び注意点	4 9
1) 定期用船契約	4 9
2) 運航委託契約	5 0
3) 運送契約	5 3
(3) 電磁的方法による発注	5 8

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の 特定の不公正な取引方法（特殊指定）

1 特殊指定の趣旨	6 1
(1) 一般指定の告示	6 1
(2) 特殊指定の告示	6 1
2 特殊指定の適用を受ける取引	6 2
(1) 対象となる取引	6 2
(2) 特定荷主と特定物流事業者の定義	6 2
(3) 対象となる事業者と取引の内容	6 3
3 禁止されている荷主の不公正な取引方法（禁止行為）	6 4
(1) 運賃をあらかじめ定めた支払期日の経過後、なお支払わないこと	6 4
(2) あらかじめ定めた運賃の額を減じること	6 4
(3) 通常支払われる運賃に比し著しく低い運賃の額を不当に定めること	6 5
(4) 自己または自己の指定する者から、自己の指定する物を強制して購入させ、または 役務を強制して利用させること	6 6
(5) 運賃の支払につき、一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる	

手形を交付すること	6 7
(6) 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること	6 7
(7) 特定運送事業者の役務提供の内容を変更させ、特定物流事業者に不利益を与えること	6 8
(8) 特定荷主が、前記各号の要求を拒否したことまたは要求の事実を公正取引委員会に知らせたことを理由に、特定運送事業者に対し、不利益な取扱いをすること	6 8
4 独占禁止法違反（特殊指定等）の処理方法	6 9
(1) 違反事実（不公正な取引方法）の報告	6 9
(2) 審査	6 9
(3) 審判と審決（排除措置命令）	6 9
(4) 罰則	7 0
独占禁止法違反事件の処理手順	7 0
独占禁止法第 4 5 条第 1 項に基づく申告書（様式例）	7 1
特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（特殊指定）全文	7 2

下請中小企業振興法

1 概要	7 7
下請中小企業振興法の体系図	7 8
2 振興基準	7 9
3 振興事業計画	8 0
4 下請企業振興協会	8 0

資料編

下請代金支払遅延等防止法（下請法）

資料 1 下請代金支払遅延等防止法	8 3
資料 2 下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則	8 9
資料 3 下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則	9 1
資料 4 下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項	9 3
資料 5 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準	9 6
資料 6 下請代金支払遅延等防止法第 4 条の 2 の規定による遅延利息の率を定める	

規則	1 1 4
資料 7 下請代金の支払手形のサイト短縮について	1 1 5
資料 8 一括決済方式の概要	1 1 6

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の 特定の不公正な取引方法（特殊指定）

資料 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」）(抄)	1 1 8
資料 2 不公正な取引方法	1 2 0

下請中小企業振興法

資料 1 下請中小企業振興法の一部を改正する法律について	1 2 2
資料 2 下請中小企業振興法	1 2 3
資料 3 下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正について	1 2 6
資料 4 下請中小企業振興法第 3 条第 1 項に基づく「振興基準」概要	1 2 7
資料 5 振興基準	1 2 9
資料 6 下請中小企業振興法施行令	1 3 6
資料 7 下請中小企業振興法施行規則	1 3 7

問い合わせ先（相談窓口）

公正取引委員会	1 4 4
中小企業庁	1 4 5